

令和 8 年 9 月 1 7 日

青森県立むつ大湊高等学校開校に伴う学習用備品購入に関する質問回答書

青森県教育庁学校施設課

項	質問内容	回答
1	整備品目、生徒用机について、仕様書で示された規格（天板サイズ、両脇物掛けフック、物入れがあること）を満たし、且つメーカーによる 3 年程度の供給保証、品質証明が提示可能な物であれば、新JIS適合相当品として、同等とご承認いただけますでしょうか。 また、その場合同等申請は必要でしょうか？	仕様書で示した規格を満たしていれば、メーカー・型番は問いません。ただし、以下の条件に留意してください。 ・審査会以前に規格の適合性の確認は行いません。 ・規格の適合性については、事業者様の責任において確認した上で審査会で提案願います。 ・審査会の後、青森県教育委員会が適合性を確認します。
2	同等品申請（確認）についてはどのようになりますか？ また、その際仕様の適合性は学校に直接するのでしょうか？	項 1 の回答のとおり。